

30消安第4164号  
平成30年12月10日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
事務局長 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局  
植物防疫課長 松岡 謙二

リスク管理情報に基づく輸入検査対応について（線虫2種及び病菌6種）

植物防疫課においては、日々変化する情報に応じて、検疫制度の適切性を維持するため、国内外における病害虫の発生情報、各国植物検疫当局によるリスク管理措置の導入及び見直しに関する情報等の収集、分析及び活用に努めているところです。今般、下記の植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2及び別表2の2の対象となる検疫有害動植物の線虫2種及び病菌6種についてはこれまで規制されていなかった地域及び植物を経路として我が国に侵入するリスクが存在すると判断しました。

については、これら検疫有害動植物の侵入を防止するため、改正までの当面の措置として、輸入検査に当たっては、別紙の措置を12月17日から実施することとしておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

[対象検疫有害動植物]

1. 線虫

- (1) バナナネモグリセンチュウ (*Radopholus similis*)
- (2) *Meloidogyne enterolobii*

2. 病菌

- (1) *Phytophthora kernoviae*
- (2) *Phytophthora ramorum*
- (3) スイカ果実汚斑細菌病菌 (*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*)
- (4) *Xylella fastidiosa*
- (5) ジャガイモやせいもウイロイド (*Potato spindle tuber viroid*)
- (6) *Pepino mosaic virus*